

琉球大学学術リポジトリ

外資系企業等の取扱い（対米折衝）(2)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-31 キーワード (Ja): 在沖縄米商工会議所, 愛知・マイヤー, 東郷・スナイダー, 在沖縄外国系企業, 企業諮問グループ (BAG), 大河原・スナイダー, 吉野・スナイダー, 吉野・井川・スナイダー, 沖縄返還, 擬問擬答, BAG会合, スナイダー公使 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43427

64
11
21
4/2
8.0
3/4
1
書簡

極 秘
無 期 限
部 の 内
号

(仮 訳)

昭和44年11月21日

米国大使 アーミン・H・マイヤー閣下

大使閣下

日本国政府は、沖縄が日本の施政下に復帰することに伴い、現在沖縄において合法的に企業活動を行なっている米国の会社又は個人の基本的な経済的利益の保護及び継続の問題が衡平な解決をみなければならないことを認識しております。したがって、本大臣は、日本国政府が、日本国への施政権の移転に関する交渉の過程において、これらの会社又は個人に関し生ずるあらゆる問題を同情的に検討する意向であることを閣下に確約するものであります。

外務大臣 愛 知 揆 一

本省送付

November 21, 1969

Dear Mr. Ambassador:

The Government of Japan recognizes that with the return of Okinawa to Japanese administration the problems of protection and continuation of the basic economic interests of American firms or individuals now legitimately engaged in business in Okinawa must be equitably settled. I wish to assure you, therefore, that my Government will consider sympathetically, during the course of negotiations on transfer of administrative rights to Japan, any problems arising from the economic impact of reversion on these firms or individuals.

Sincerely yours,

Kiichi Aichi
Minister for Foreign Affairs
of Japan

The Honorable
Armin H. Meyer
American Ambassador
Washington, D. C.

DEPARTMENT OF STATE
WASHINGTON

November 21, 1969

Dear Mr. Minister:

The U.S. Government appreciates and has taken note of the views of the Japanese Government in your letter of November 21 on the treatment of American business interests in Okinawa. As you are aware, the views of the U.S. Government with respect to those business interests which should be considered now legitimately engaged in business in Okinawa have already been conveyed to the Japanese side in Washington.

Sincerely,

Armin H. Meyer
Armin H. Meyer
Ambassador

The Honorable
Kiichi Aichi
Minister for Foreign Affairs
of Japan

26
1
1
7

条約局長
参事官
条約課長
法規課長

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

極秘

政第 9519 号

昭和44年11月25日

外務大臣殿

在 米 下田大使



在沖米系企業取扱問題(大臣書簡)

往電第 3813 号に關し、本件愛知大臣宛マイ-
大使あて11月21日付書簡等、おび同日付米側
返簡本書 それぞれ別添送付申上げる。

付属添付

佐古君
手紙

秘



(1) 返還ミニマム公表時点 即日 日米間で

沖縄返還政策が決定された11/21時点での

沖縄にある外資企業の正確なリストを

作成して欲しい。

沖縄外資問題についての日米両政府の

協議のベースとなる facts とし満足しうる

ものでなければならぬ。

このリストアップの詳細については、

早晚外交フェネルを通じて、正式に文書

にリ要請されることとしよう。

(2) このリストに、更に次のものが加わる

ことが考えられる。

これは、11/22以後に沖縄に進出

しようとする外資の問題である。

(1) この際、特に注意を喚起しておきたい

○ 点は、既進出のものであろうと、これから

○ 進出しようとするものであろうと、日本本土への

進出の足かきをする目的としているもの

の存在は排除したい、ということである。

(2) (1)及び(2)の問題に対して、日米琉

三政府が考慮しなければならぬことは、

返還時において、日本政府の法制及び

それに基づいた個々の政策に基づいて、スムーズ

にドッキング出来るよう調整しておかねば

ならぬ、という問題である。

これらについて共通した点は、

外資法だけでなく、夫々の業法と夫々の

○ 産業政策に合致してもらわねばならぬ

○ ということであらう。

○

○